

生駒市条例第19号

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例（昭和50年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の2の前の見出し及び同条中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第3条の3中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削る。

附則第3条の4中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第3条の5を削る。

附則第3条の6中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条を附則第3条の5とする。

附則第3条の7中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条を附則第3条の6とする。

附則第4条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第6条中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第6条の2を削る。

附則第 6 条の 3 中「附則第 6 条」を「前条」に、「平成 2 1 年度から平成 2 3 年度まで」を「平成 2 4 年度から平成 2 6 年度まで」に改め、同条を附則第 6 条の 2 とする。

附則第 6 条の 4 を削る。

附則第 8 条中「、第 3 条の 5 及び第 3 条の 6」を「及び第 3 条の 5」に、「附則第 2 5 条第 7 項」を「附則第 2 5 条第 6 項」に、「附則第 1 8 条第 7 項」を「附則第 1 8 条第 6 項」に改め、「、附則第 3 条の 3 及び第 3 条の 5 の「住宅用地」とは法附則第 1 7 条第 3 号に」を削り、「、第 3 条の 6 及び第 3 条の 7」を「、第 3 条の 5 及び第 3 条の 6」に改め、「及び第 6 条の 4」を削り、「附則第 5 条から第 6 条の 4 まで」を「附則第 5 条から第 6 条の 2 まで」に、「附則第 2 7 条の 2 第 5 項」を「附則第 2 7 条の 2 第 3 項」に改める。

附則第 9 条中「、第 6 項、第 1 6 項、第 2 2 項から第 3 0 項まで、第 3 2 項、第 3 5 項若しくは第 3 7 項」を「、第 5 項、第 1 4 項、第 1 8 項から第 2 6 項まで、第 2 8 項、第 3 0 項、第 3 2 項若しくは第 3 6 項」に改める。

附則第 1 0 条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成 2 1 年法律第 9 号）附則第 9 条第 1 項」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 1 7 号）附則第 1 0 条第 1 項」に、「平成 2 1 年度から平成 2 3 年度まで」を「平成 2 4 年度から平成 2 6 年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市都市計画税条例（附則第 4 項において「新条例」という。）の規定は、平成 2 4 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 2 3 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 改正前の生駒市都市計画税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第3条の3（住宅用地に係る部分に限る。）、第3条の5、第6条の2及び第6条の4の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。次項において「平成24年改正法」という。）附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第3条の3	前条	附則第3条の2
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第3条の5	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
旧条例附則第6条の2	前条	附則第6条
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第6条の4	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分

4 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第8条	及び第3条の5	及び第3条の5並びに生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成24年3月生駒市条例第19号。以下「平成24
-------	---------	---

		年改正条例」という。)附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の生駒市都市計画税条例(以下「平成24年改正前の条例」という。)附則第3条の5
	附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に	附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、平成24年改正条例附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第3条の3及び第3条の5の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に
	から第4条まで	から第4条まで並びに平成24年改正条例附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第3条の5及び第6条の4
	から第6条の2まで	から第6条の2まで並びに平成24年改正条例附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第6条の2及び第6条の4